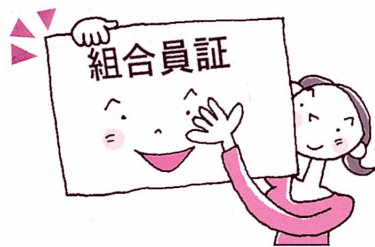


組合員証は大切に



組合員証や遠隔地被扶養者証は、皆さんが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。もし盗難や紛失があった場合、様々なトラブルのもとになりかねません。必ず、警察へ届け出ると同時に所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ速やかに再交付の申請を行ってください。

また組合員証や遠隔地被扶養者証の記載内容を自分で勝手に書き換えないでください。記載してある氏名・生年月日・住所等に変更や誤りがあった場合は、速やかに、所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

振込口座の再確認を

共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していない等の理由で、給付金が送金できないことがあります。また、最近は金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。

届出口座に変更がありましたら、速やかに所属所の共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出てください。

ご協力お願いします

被扶養者の資格継続調査を実施します

毎年、被扶養者資格の調査を行っています。これは被扶養者として認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認するものです。平成18年7月1日を基準日として、被扶養者として認定している方について調査を実施しますので、該当する組合員の皆さんは、ご協力をお願いします。

- ・ **実施時期**…平成18年7月1日から同年9月末日です。
- ・ **調査対象者**…18歳以上（昭和63年4月1日以前に生まれた方）の被扶養者で、平成18年5月1日現在扶養手当の支給対象になっていない方です。
- ・ **調査対象期間**…平成16年12月31日以前に認定した方は、平成17年1月1日から基準日（平成18年7月1日）までの期間です。平成17年1月1日以降に認定した方は、認定日から基準日までの期間です。
- ・ **調査方法**…「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課を通じて、調査対象者を被扶養者として認める組合員に配付します。必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、記名捺印のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡しますので、「被扶養者取消申告書」を提出してください。また、さかのぼって認定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただきます。